

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 3 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 鎌 田 晃 生

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 4 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 1 0 月 1 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 1 3 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 3 日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,610,000 2,088,000		522,000	95,573	0
備考	売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により 執行裁判所が職権で変更したものである。				



物 件 目 録

1 所 在 宇和島市三間町戸雁 5 4 0 番地 2

家屋 番号 5 4 0 番 2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造セメント瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 9 0 . 4 7 平方メートル
2 階 6 7 . 3 7 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 3 月 2 7 日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 今 村 正 詞

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件建物のために、その敷地（地番 5 4 0 番 1 及び同番 2 の一部、所有者

B）につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 宇和島市三間町戸雁 5 4 0 番地 2

家屋 番号 5 4 0 番 2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造セメント瓦葺 2 階建

床 面 積	1 階	9 0 . 4 7 平方メートル
	2 階	6 7 . 3 7 平方メートル

令和 8 年 (ヌ) 第 3 号
令和 8 年 2 月 18 日受理
令和 8 年 3 月 3 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 宇和島市三間町戸雁 5 4 0 番地 2

家屋 番号 5 4 0 番 2

種 類 居宅

構 造 鉄骨造セメント瓦葺 2 階建

床 面 積	1 階	9 0 . 4 7 平方メートル
	2 階	6 7 . 3 7 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
建物	物件1			
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物)。			
物件目録にない 附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :			
占有者及び 占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (☒ B) 上記の者 (その他の者) が、物件1建物を、住居として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり			
その他の事項	物件1建物の登記上の所在地番は、「540番地2」であるが、現況の所在地番は、「宇和島市三間町戸雁540番地1、540番地2」である。			
執行官保管の 仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況 (その1、2)」のとおり			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 物件配置見取図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人 (☒ C (物件1建物占有者兼目的外土地所有者 ☒ B の妻)) の陳述			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和5年頃	
最初の 契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

目的外土地の概況(その1) (物件1関係)		
1	所 在	宇和島市三間町戸雁
	地 番	5 4 0 番 1
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	6 1 . 1 1 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (☒ B)
	その他の事項	
2	所 在	宇和島市三間町戸雁
	地 番	5 4 0 番 2
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	1 6 0 . 4 3 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (☒ B)
	その他の事項	
3	所 在	
	地 番	番
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	平方メートル (☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 ()
	その他の事項	
4	所 在	
	地 番	番
	地 目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	平方メートル (☐ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☐ その他の者 ()
	その他の事項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

目的外土地の概況(その2) (物件1関係)			
(☒ C (物件1建物占有者兼目的外土地所有者 ☒ B の妻)) の陳述			
占有権原		☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成13年2月23日(登記上、物件1建物の新築年月日)頃	
最初の 契約日	契約日	年 月 日	
	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期 間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等 当事者	貸主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者()	
	借主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者()	
地代・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払)	
地代前払		☐ ない ☐ ある(金 円 分まで)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特 約 等			
地代滞納		☐ ない ☐ ある(令和 年 月 日現在 金 円)	
契約解除		☐ ない ☐ ある()	
訴訟提起等		☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある ☐ 係属中 ☐ 終局()	
そ の 他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (本件債務者の母)	1 私は、本件建物所有者 A の母、そして、その敷地である目的外土地所有者 B の妻に当たる者です。 2 現在、本件建物には、私ら夫婦二人が住んでいます。 A は、約3年前まで本件建物で私らと同居していましたが、転勤のため転居し、現在は別居しています。 本件建物に関し、家賃等の金銭的な授受はなく、無償で住んでいます。 3 目的外土地は、いずれも B の所有で、A との間に地代等の金銭的な授受はありません。 A は、目的外土地をいずれも本件建物の敷地として、無償で使用しています。 4 本件建物は、新築後、増改築はしていません。 また、同建物の不具合は、特にありません。 5 リース物件はありません。 6 上水道を引き込み使用し、浄化槽を設置し使用しています。 7 水路上の床版等設置に伴い、市役所で占用許可手続をしたか否か分かりません。 8 本件物件において、これまでに事件や事故等はありません。 また、自然災害に見舞われたこともありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

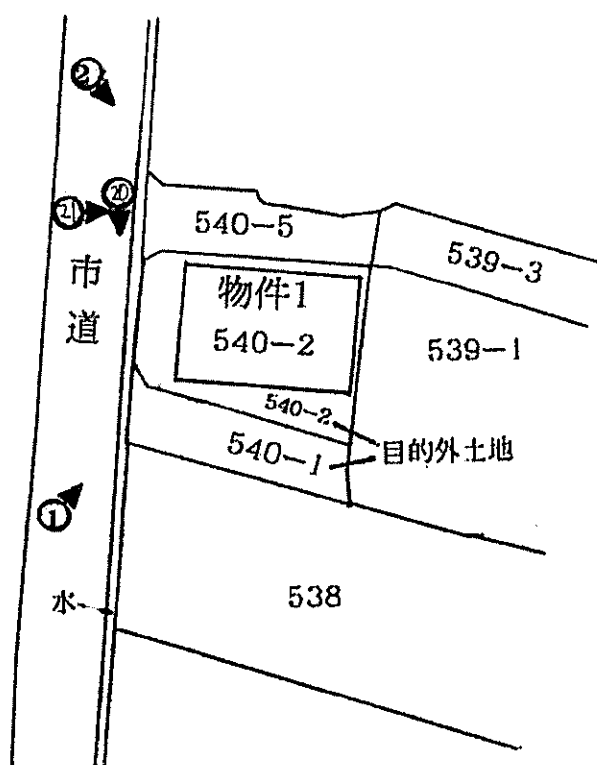
執 行 官 の 意 見

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から2～4枚目記載のとおり認めた。
- 2 【都市計画区分】
宇和島市役所都市整備課での調査によると、本件物件は非線引都市計画区域（用途地域：指定なし）に位置している。
- 3 【接 道】
目的外土地（地番：540番1、同番2）の西側において、幅0.9mの水路を介し、現況幅員約5.0mのアスファルト舗装市道（戸雁西線・建築基準法42条1項1号適用道路・写真20番）に、
目的外土地（地番：540番2）の北側において、現況幅員約4.0mの未舗装私道（地番：540番5、公衆用道路、第三者共有、写真21番）に、それぞれ接面している。
- 4 【本件建物の状況・不具合等】
物件1建物は、全体的に経年（登記上：「平成13年2月23日新築」）劣化が認められた。
- 5 【本件建物の占有について】
物件1建物は、目的外土地所有者「B」が占有している。
同建物の占有権原については、親子関係に基づき無償で使用していることから、黙示の使用借権と判断した。
- 6 【本件建物の敷地利用権について】
物件1建物の敷地として、目的外土地（地番：540番1、同番2）を占有している。
同土地の占有権原については、親子関係に基づき無償で使用していることから、黙示の使用借権と判断した。
買受人は、敷地利用権の設定を要する。
- 7 【水路上の架橋等について】
宇和島市役所建設課管理係での調査によると、目的外土地の西側の水路上の床版等設置に関し、占用許可手続はなされていなかった。
なお、原則として、水路上に鉄板を設置する方法による占用使用は認めていない、とのことであった。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 8 年 2 月 19 日 (木) 14 : 10 - 14 : 40	当庁 (電話)	■ C から受電。聴き取り調査
令和 8 年 2 月 20 日 (金) 11 : 30 - 11 : 40	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和 8 年 2 月 20 日 (金) 12 : 35 - 13 : 15	宇和島市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和 8 年 2 月 20 日 (金) 13 : 20 - 13 : 40	愛媛県南予地方局	建築計画概要書閲覧等調査
令和 8 年 2 月 20 日 (金) 13 : 45 - 14 : 05	松山地方法務局 宇和島支局	公簿公図等閲覧等調査
令和 8 年 2 月 24 日 (火) 11 : 50 - 12 : 00	当庁 (電話)	■ C から受電。聴き取り調査
令和 8 年 2 月 25 日 (水) 8 : 45 - 8 : 55	当庁 (電話)	宇和島市役所建設課管理係担当者から、占用許可等に関する聴き取り調査
令和 8 年 2 月 26 日 (木) 10 : 20 - 10 : 50	物件所在地	立入調査、写真撮影、■ C と面談、評価人同行
(特記事項) なし		

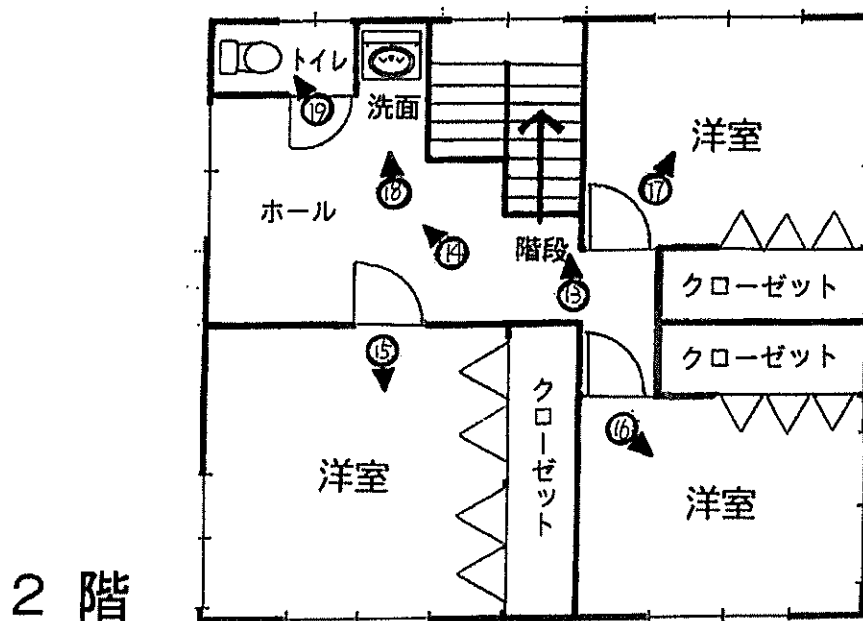
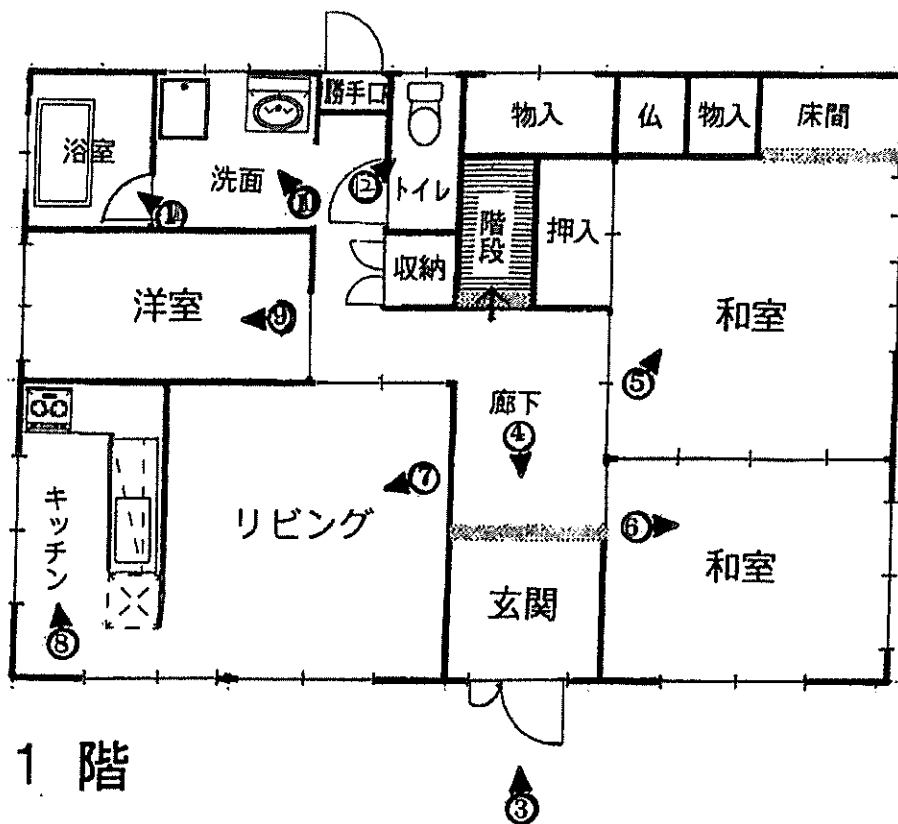
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(8 枚目)



物件配置見取図

・○は写真撮影方向及び番号を示す。

(9 枚目)



建物間取図

(10 枚目)

○は写真撮影方向及び番号を示す。

1

受命物件の状況



目的外土地

2

物件1 建物



3



玄関付近の状況

4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20

鉄板を設置し、出入りに利用している。

市道



接面道路（西側）の状況

21

私道



接面道路（北側）の状況



令和8年(ヌ)第3号
令和8年2月26日現地調査
令和8年3月4日評価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

井上往美 印

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1 (建物)	金 3,730,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記 上	現 況
1	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	宇和島市三間町戸雁 540番地2 540番2 居宅 鉄骨造セメント瓦葺2階建 1階 90.47 m ² 2階 67.37 m ²	ほぼ同左
番号	特 記 事 項		
1	【目的外土地の概要】 所 在：宇和島市三間町戸雁 地 番：540番1、540番2 地 目：宅地 地 積：221.54 m ²		

第4 目的物件の位置・環境

1. 土地の概況および利用状況（目的外土地1'・敷地利用部分）

位 置 ・ 交 通	JR 予土線「伊予宮野下」駅の北西方約 900 m (道路距離) 「務田」バス停の北方 約 1,000 m (徒歩約 13 分) 宇和島市役所三間支所まで 約 1,000 m (道路距離) (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	当該地域は、旧三間町中心部の西方、農地が広がる中に 小規模に宅地開発された住宅地域である。 地域内の標準的な街路は、幅員約 5.0 m の舗装市道で、 南方約 180 m 地点で県道広見吉田線に接続している。 当分は現状維持の住環境にて推移すると思われる。	
主な公法上の 規制等（道路 の幅員等の個 別的な規制を 考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火地域 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし 70% 200% 指定なし 埋蔵文化財包蔵地の指定なし 土砂災害警戒区域の指定なし
画 地 条 件 (規模、形状等)	画地間口約 12.5 m 奥行約 15.0 m 地積 221.54 m ² 西側接道間口約 3.0 m (市道に床版橋で接道している) 形状 ほぼ長方形 地勢 平坦 日照・通風 普通 嫌悪施設等 なし	
接 面 道 路	西側 幅員約 5.0 m 舗装市道(戸雁西線)に床版橋で接面。 (建築基準法上の道路である) 北側 幅員約 4.0 m 未舗装私道に等高に接面する。 角地である。	
土地利用の状況 及び隣地の状況 等	土地は、物件1の敷地として利用されている。 東側隣接地は一般住宅の敷地、南側は農地である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガス配管：なし (LPガス) 下 水 道：なし (浄化槽) (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている 場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をい う。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の 有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	1.土地は、土地所有者とその家族が居住用に占有使用し ている。 2.土地は、現地調査等より、従前、農地であった土地を 造成し、一般住宅等の用に供されて現在に至っており、 調査の範囲内においては、土壌汚染の可能性の端緒は認 められがたく、特段の減価考慮は行わなかった。	

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物（家屋番号：540番2）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成13年2月23日新築 経過年数：25年 経済的残存耐用年数：15年	
仕 様	構造 鉄骨造 屋根 セメント瓦葺 外壁 窯業系サイディング貼り 内壁 板張り、クロス貼、など 天井 板張り、ボードなど 床 フローリング、畳、タイルなど 設備 石油給湯器（ユノエス）、給排水設備、洋式便座、システムキッチンなど	
床面積（現況）	1階 90.47㎡ 2階 67.37㎡ 計 157.84㎡	
現況用途等	階 層 1～2階 現況用途 居宅 間 取 り 現況調査報告書添付の「建物間取図」参照	
品 等	使用資材の質量 普通 施工の程度 普通 設計の良否 普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	土地所有者とその家族が居住用に使用している。	
特 記 事 項	1.対象建物について、現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。 2.建築確認：平成12年2月25日 第381号 完了検査：担当部局の台帳では確認が得られなかった。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（目的外土地1'）

目的外土地の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ÷オ
1'	19,200	1.01	160.00	0.95	2,950,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 宇和島（県）－1 1

基準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $19,500 \text{ 円} \times 98.7/100 \times 100/100 \times 100/100 \div 100 = 19,200 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：調査価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：標準的画地である。

◇ 地域格差：環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：角地等の個別的要因を考慮して＋1.0％と査定。

ウ 地 積：敷地面積の内、建物1の敷地利用権が及ぶ範囲を上記の面積と査定した。

エ 建付減価補正率：地上建物の存在による減価率を▲5％と判断した。

② 建物価格（物件1）

物件1の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに定額法と観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を以下のとおり判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ÷エ
1	160,000	157.84	0.34	8,590,000

イ 現況面積：登記面積による

ウ 現価率（定額法）

・経過年数25年、経済的残存耐用年数15年、残価率 0％

定額法と観察減価法（保守管理の状況〔普通〕による補正▲10％と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・現価率＝ $\{0 + (1 - 0) \times 15 \text{ 年} / 40 \text{ 年}\} \times (1 - 0.1) \div 0.34$

2 評価額の判定

前記より求めた価格に、建物について、敷地利用権価格を加算し、下記のとおり評価額を求めた。

①敷地利用権価格

番号	建付地価格 (円) (1 ①オ) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ÷ウ
1'	2,950,000	0.10	使用借権	300,000

②評価額

番号	基礎となる 価 格 (円) (1 ②エ) ア	敷地利用権 価格の控除 及び加算 (円) (2 ①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ) × ウ × エ × オ
1	8,590,000	+ 300,000	1.0	0.7	0.6	3,730,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建物取引の市場流通性を考慮して、▲ 30%と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して、
▲ 40 %と判断した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格：宇和島(県)－11

所 在 宇和島市三間町戸雁740番外2筆
価 格 19,500円/㎡
位 置 JR予土線「伊予宮野下」駅の北西方約800mに位置する
価 格 時 点 令和7年7月1日
地 積 594㎡
供給処理施設 上水道：あり 公共下水道：なし 都市ガス：なし
接 面 街 路 北側6.3m舗装市道
用 途 指 定 等 非線引都市計画区域 用途指定なし
建ぺい率70% 容積率200%
地 域 の 概 要 農地の中に一般住宅等が見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 6,826,704 円

*ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 付属資料の表示

資料1 位 置 図
資料2 物件配置見取図
資料3 公 図 写
資料4 建 物 図 面

以 上

国道一箱荷神社境内及び龍光寺境内

龍光寺

伊予通路道（仙木寺道）

地価調査地

三間町宮野下

利近池

三間町戸雁

評価対象物件

伊予宮野下駅

道の駅

木ノ口

三間町後田

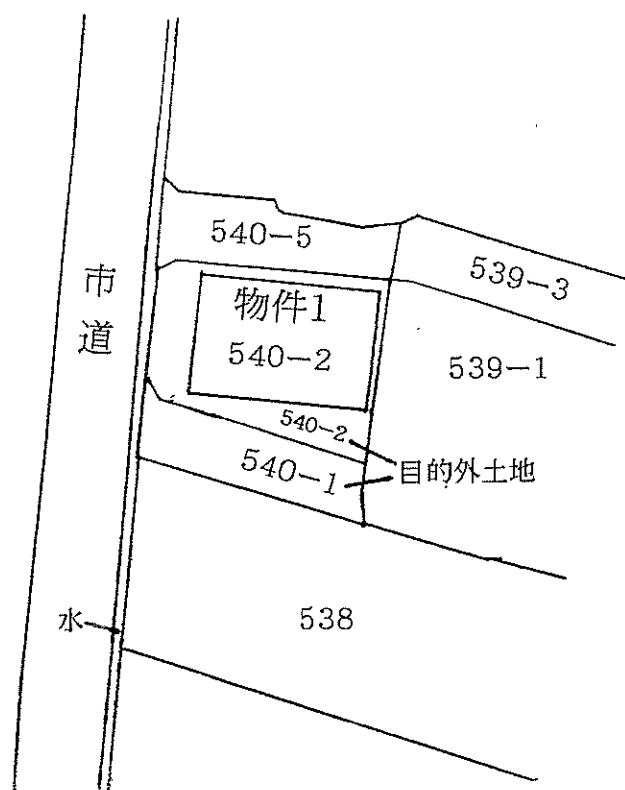
三間町

三間町迫目

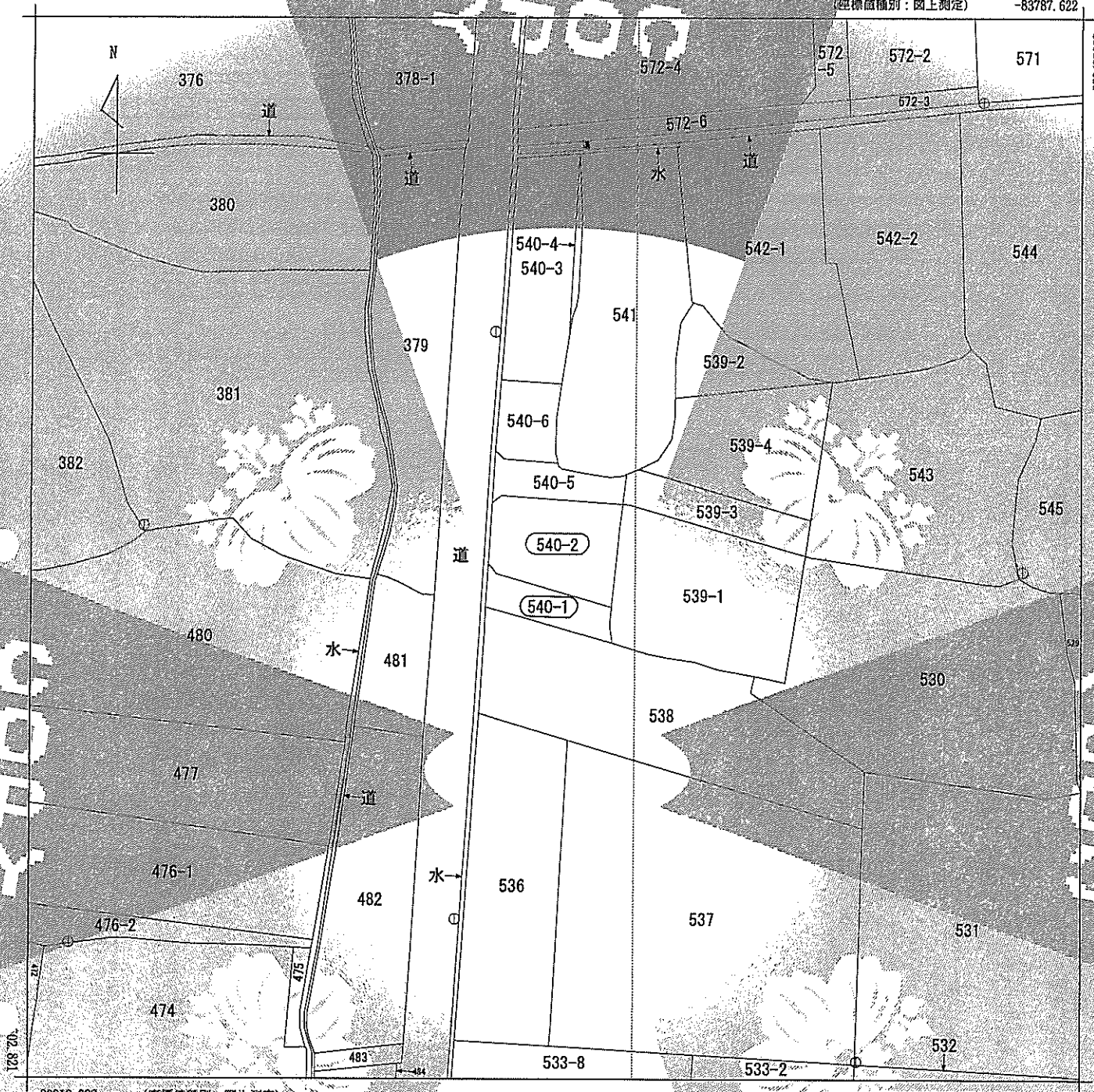
「地形図」国土地理院発行

1/8,000

位置図



物件配置見取図



-83912.622

(座標値種別：図上測定)

A3判をA4判に縮小

地番区域見出し
三間町戸雁

請 求 部 分	所 在 宇和島市三間町戸雁					地 番 540番2			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅳ	分 類	地図(法第14条第1項)	種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和52年9月2日		補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月19日

松山地方務局宇和島支局

登記官

請求番号：2-1

(1/1)

公図写

登記年月日：平成13年3月1日

181297

各階平面図

家屋番号 540番2

建物図面

建物の所在 北宇和郡三間町大字戸座540番地2

宇和島市三間町戸座

A3判をA4判に縮小

建物図面

これは図面に記録されている内容を説明した書面である

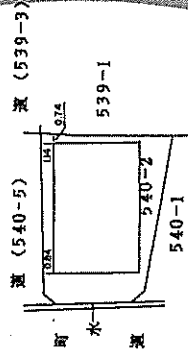
令和8年2月19日

松山地方建設局宇和島支局

登記官

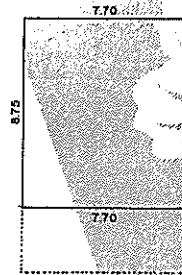
1階

$7.70\text{ m} \times 11.75\text{ m} = 90.4750\text{ m}^2$
床面積 90.47 m²



2階

$7.70\text{ m} \times 8.75\text{ m} = 67.3750\text{ m}^2$
床面積 67.37 m²



平成13年3月1日 登記

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(宇和島市地籍調査課社会用紙)

8 N0 014398 H13.3.1

0.2.200冊